

## 地方独立行政法人徳島県鳴門病院 奨学金貸与規程

### （目的）

**第1条** この規程は、地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「法人」という。）における保健師、助産師及び看護師（以下「看護師等」という。）の確保を図るため、将来法人の看護師等として業務に従事しようとする者に対し、奨学金を貸与することについて必要な事項を定めることを目的とする。

### （貸与対象者）

**第2条** 奨学金を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 看護師免許を取得しようとする者で、法人の看護専門学校（以下「法人看護専門学校」という。）に入学後、正規の修業期間以内に卒業し、看護師免許を取得する見込みのある者で、かつ、卒業後、法人において看護師としての業務に従事する意思がある者。
- 二 看護師免許を取得しようとする者で、法人以外の看護師養成機関（以下「看護師養成機関」という。）に入学後、正規の修業期間以内に卒業し、看護師免許を取得する見込みのある者で、かつ、卒業後、法人において看護師としての業務に従事する意思がある者。
- 三 法人看護専門学校および看護師養成機関を卒業し、引き続き保健師免許、助産師免許を取得する者で、保健師及び助産師養成機関（以下「保健師助産師養成機関」という。）を正規の修業期間内に卒業し、保健師免許及び助産師免許を取得する見込みのある者で、かつ、保健師助産師養成機関を卒業後、直ちに法人において保健師及び助産師としての業務に従事する意思がある者。

### （貸与額等）

**第3条** 奨学金の貸与額は、次のとおりとする。

- 一 前条第1号および2号の奨学金の貸与額  
2年生時および3年生時（大学は、3年生時および4年生時）に奨学金の貸与を受ける者は、それぞれ正規の修業期間内につき年額60万円までとする。
- 二 前条第3号の奨学金の貸与額  
正規の修業期間内につき年額60万円とする。
- 2 奨学金は、無利子で貸与するものとする。
- 3 貸与方法は、奨学金対象者が毎月貸与を希望した場合は、貸与年度の年間貸与額の12分の1相当額を毎月末に一括貸与を希望した場合は、貸与年度の年間貸与額を原則4月末に本人指定口座に振り込むものとする。

### （貸与期間）

**第4条** 奨学金の貸与機関は、貸与年度の4月から、法人看護専門学校・看護師養成機関及び保健師助産師養成機関の学則に定める正規の修業期間までとする。

### **(貸与申請)**

**第5条** 奨学金の貸与を受けようとする者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

- 一 推薦書
- 二 履歴書
- 三 成績証明書
- 四 地方独立行政法人徳島県鳴門病院奨学金貸与申請書（様式第1号）

### **(貸与者の決定)**

**第6条** 奨学金の貸与者の決定は、第2条に定める者に対し、書類審査、面接試験を行い、理事長がその可否を決定する。

- 2 審査結果については、奨学金貸与決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

### **(貸与奨学金の返還)**

**第7条** 貸与を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた奨学金の全額を一括して返還しなければならない。（延滞利息：年 14.5%）

- 一 退学処分または自己都合による退学の場合
- 二 学業成績が著しく不良になったと認められる場合
- 三 貸与を受けた者が、法人看護専門学校及び養成機関を卒業後、貸与期間を満たずに退職した場合。ただし、貸与期間が2年未満の場合は、2年を満たずに退職した場合とする。
- 四 その他奨学金の貸与の目的を達成する見込みがなくなった場合

### **(貸与奨学金の返還免除)**

**第8条** 奨学金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の返還を免除するものとする。

- 一 貸与を受けた者が法人看護専門学校・看護師養成機関及び保健師助産師養成機関を卒業し、資格取得後、法人の職員として貸与期間以上勤務し、奨学金返還債務免除申請書（様式第4号）を提出した場合
- 二 貸与を受けた者が死亡した場合
- 三 その他理事長が返還免除を認めた場合

### **(協議)**

**第9条** 本規程に定めのない事項もしくは疑義が生じた場合は、法人並びに奨学金を受けた者、保証人が、協議するものとする。

### **(事務)**

**第10条** この規程に関する事務は、総務人事課において行う。

## **附 則**

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。